

平成 24 年 6 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 24 号	八戸市学校給食審議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・	1
議案第 25 号	八戸市博物館協議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・	3
議案第 26 号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について・・・・・・・・	5
議案第 27 号	八戸市学校給食審議会に対する諮問について・・・・・・・・・・	13

議案第 24 号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について  
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成 24 年 6 月 26 日 提出

八戸市教育委員会  
委員長 平山 幹雄

理 由

八戸市学校給食審議会委員の異動に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	推 薦 団 体 (役 職)
すずき いねこ 鈴 木 稲 子	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室 (生活衛生課総括主幹)
さわだ たもつ 澤 田 保	八戸市小学校長会 (八戸市立鳩田小学校校長)
よこまち かいち 横 町 嘉 一	八戸市小学校長会 (八戸市立田面木小学校校長)
ながぶち りつこ 永 淵 律 子	八戸市小学校長会 (八戸市立是川小学校校長)
しまわき みちやす 島 脇 通 保	八戸市中学校長会 (八戸市立下長中学校校長)
おだ よしひろ 小 田 良 広	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
よしおか よしひさ 吉 岡 義 久	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
くろさわ むねお 黒 澤 宗 男	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
まつはし のぼる 松 橋 昇	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)

任期は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までとする。(前任者の残任期間)

議案第 25 号

八戸市博物館協議会委員の委嘱について  
八戸市博物館協議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成 24 年 6 月 26 日 提出

八戸市教育委員会  
委員長 平山 幹雄

理 由

八戸市博物館協議会委員の欠員に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属
やまうち ひとし 山 内 均	八戸市立三条小学校校長
ふくだて みちお 福 舘 道 雄	根城史跡ボランティアガイドグループ代表

任期は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。

議案第 26 号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 6 月 26 日 提出

八戸市教育委員会  
委員長 平山 幹雄

理 由

附属設備使用料、延長使用料を使用終了後に納付できることとし、八戸市公民館舞台照明設備改修工事及び音響設備改修工事の実施により、新設した附属設備について使用料を定めるために改正するものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「については当該使用終了のときまでに、」を「、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに」に、「当該使用終了後それぞれ」を「、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「10日以内」を「教育委員会の定める期限まで」に改め、同項を同条第2項とする。

「  
別表第1の1中 

星 球	1 式	1,150
-----	-----	-------

 を  
」

「  

星 球	1 式	1,150
ピンカッターライト	1 台	730
ムービングライト	1 式	8,680

 に、  
」

「CDプレーヤー」を「CD・MDプレーヤー」に、「CDレコーダー」を「CD・MDレコーダー」に、

「  

カセットレコーダー	1 台	730
-----------	-----	-----

 を  
」

「  

カセットレコーダー	1 台	730
デジタルレコーダー	1 台	840

 に、  
」

「  

可搬型ミキサー	1 式	730
エコーマシン	1 台	730

 を  
」



可搬型ミキサー	1 式	730	に、
エフェクター	1 台	730	
可搬型アンプ	1 台	840	

天井吊下マイク装置	1 式	450	を
-----------	-----	-----	---

天井吊下マイク装置	1 式	450	に改める。
はね返りスピーカー A	1 台	590	
はね返りスピーカー B	1 台	450	
はね返りスピーカー C	1 台	280	
音響調整卓	1 台	1,480	

別記第 1 号様式中

※設備、器具等の利用料金は、使用当日お支払い願います。 使用の変更又は中止等がありましたら速やかに所定の手続きをおとり下さい。	を
--	---

使用の変更又は中止等がありましたら速やかに所定の手続きをおとり下さい。	に
-------------------------------------	---

改める。

#### 附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前																																																																																					
<p>(使用料の納付)</p> <p><b>第12条</b> 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用する場合にあつては、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p>		<p>(使用料の納付)</p> <p><b>第12条</b> 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料については当該使用終了のときまでに、<u>暖房料及び燃料費については、当該使用終了後それぞれ</u> 納付することができるものとする。</p> <p>2 第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料は、当該使用終了時までに納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用する場合にあつては、当該使用終了後10日以内に納付することができるものとする。</p>																																																																																					
<p><b>別表第1 (第10条関係)</b></p> <p>1 八戸市公民館の附属設備使用料</p>		<p><b>別表第1 (第10条関係)</b></p> <p>1 八戸市公民館の附属設備使用料</p>																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備の名称</th> <th>単位</th> <th>使用料 (使用1回につき)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">照明設備</td> <td>フットライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロセニアムライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボーダーライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サスペンションライト</td> <td>1列</td> <td>1,150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アップパーホリゾンライト</td> <td>1列</td> <td>910</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ローパーホリゾンライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トップライト</td> <td>1列</td> <td>1,150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリングライト</td> <td>1列</td> <td>1,150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設備の名称	単位	使用料 (使用1回につき)	摘要	舞台設備	(略)	(略)	(略)	(略)	照明設備	フットライト	1列	730		プロセニアムライト	1列	730		ボーダーライト	1列	730		サスペンションライト	1列	1,150		アップパーホリゾンライト	1列	910		ローパーホリゾンライト	1列	730		トップライト	1列	1,150		シーリングライト	1列	1,150		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備の名称</th> <th>単位</th> <th>使用料 (使用1回につき)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">照明設備</td> <td>フットライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロセニアムライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボーダーライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サスペンションライト</td> <td>1列</td> <td>1,150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アップパーホリゾンライト</td> <td>1列</td> <td>910</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ローパーホリゾンライト</td> <td>1列</td> <td>730</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トップライト</td> <td>1列</td> <td>1,150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリングライト</td> <td>1列</td> <td>1,150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設備の名称	単位	使用料 (使用1回につき)	摘要	舞台設備	(略)	(略)	(略)	(略)	照明設備	フットライト	1列	730		プロセニアムライト	1列	730		ボーダーライト	1列	730		サスペンションライト	1列	1,150		アップパーホリゾンライト	1列	910		ローパーホリゾンライト	1列	730		トップライト	1列	1,150		シーリングライト	1列	1,150	
区分	設備の名称	単位	使用料 (使用1回につき)	摘要																																																																																			
舞台設備	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																			
照明設備	フットライト	1列	730																																																																																				
	プロセニアムライト	1列	730																																																																																				
	ボーダーライト	1列	730																																																																																				
	サスペンションライト	1列	1,150																																																																																				
	アップパーホリゾンライト	1列	910																																																																																				
	ローパーホリゾンライト	1列	730																																																																																				
	トップライト	1列	1,150																																																																																				
シーリングライト	1列	1,150																																																																																					
区分	設備の名称	単位	使用料 (使用1回につき)	摘要																																																																																			
舞台設備	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																			
照明設備	フットライト	1列	730																																																																																				
	プロセニアムライト	1列	730																																																																																				
	ボーダーライト	1列	730																																																																																				
	サスペンションライト	1列	1,150																																																																																				
	アップパーホリゾンライト	1列	910																																																																																				
	ローパーホリゾンライト	1列	730																																																																																				
	トップライト	1列	1,150																																																																																				
シーリングライト	1列	1,150																																																																																					

改正後		改正前	
センターピンスポットライト	1台	1,210	センターピンスポットライト
サイドフロンtrightライト	1式	1,260	サイドフロンtrightライト
フォロースポットライト	1台	330	フォロースポットライト
スポットライト0.5kW	1台	140	スポットライト0.5kW
〃 1kW	1台	220	〃 1kW
ストリップライト	1台	140	ストリップライト
ストロボ	1台	450	ストロボ
ミラーボール	1台	450	ミラーボール
エフェクトマシン	1台	730	エフェクトマシン
I TOカッターライト	1台	730	I TOカッターライト
星球	1式	1,150	星球
ピンカッターライト	1台	730	
ムービングライト	1式	8,680	
音響設備			
拡声装置	1式	1,720	拡声装置
可動型ステージスピーカー	1台	730	可動型ステージスピーカー
はね返りスピーカー	1台	330	はね返りスピーカー
ワイヤレスマイク	1チャンネル	730	ワイヤレスマイク
マイクロホン	1本	590	マイクロホン
レコードプレーヤー	1台	730	レコードプレーヤー
CD・MDプレーヤー	1台	730	CDプレーヤー
CD・MDレコーダー	1台	730	CDレコーダー
テープレコーダー	1台	730	テープレコーダー
カセットレコーダー	1台	730	カセットレコーダー
デジタルレコーダー	1台	840	
可搬型ミキサー	1式	730	可搬型ミキサー
エフェクター	1台	730	エフェクター
可搬型アンプ	1台	840	
エレベーターマイク装置	1基	330	エレベーターマイク装置
天井吊下マイク装置	1式	450	天井吊下マイク装置
			マイクロホンは含まない。
			マイクロホンは含まない。
			マイクロホンは含まない。
			マイクロホン2本付き

改正後		改正前			
	はね返りスピーカーA はね返りスピーカーB はね返りスピーカーC 音響調整卓	1台 1台 1台 1台	590 450 280 1,480		
映写設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ピアノ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					
2 南郷公民館の附属設備使用料					
(略)					

改正後

第1号様式 (第5条関係)

八戸市公民館使用許可申請書

(その1) 八戸市公民館

(あて先) (指定管理者代表者)		年 月 日
申請者	住所 団体名 氏名	TEL ( )
使用する公民館名	八戸市公民館	
使用日時	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分
使用目的		
催物名称	入場予定者	人
入場方法	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券	公演日及び時間
	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 会員券	日 時 分
入場料金 (区分)	円 円 円	分 分
備考 (特別設備その他)		
使用施設名	基本使用料金	許可条件
<input type="checkbox"/> ホール		
<input type="checkbox"/> 会議室一・二・三		
<input type="checkbox"/> 会議室四		
<input type="checkbox"/> 講義室		
<input type="checkbox"/> 和室一・二		
<input type="checkbox"/> 展示室		
<input type="checkbox"/> 展示ロビー		
<input type="checkbox"/> 調理実習室		
合計		
使用の変更又は中止等がありましたら速かに所定の手続きをお取り下さい。		
受付	年 月 日 許可	年 月 日

改正前

第1号様式 (第5条関係)

八戸市公民館使用許可申請書

(その1) 八戸市公民館

(あて先) (指定管理者代表者)		年 月 日
申請者	住所 団体名 氏名	TEL ( )
使用する公民館名	八戸市公民館	
使用日時	年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分
使用目的		
催物名称	入場予定者	人
入場方法	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券	公演日及び時間
	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 会員券	日 時 分
入場料金 (区分)	円 円 円	分 分
備考 (特別設備その他)		
使用施設名	基本使用料金	許可条件
<input type="checkbox"/> ホール		
<input type="checkbox"/> 会議室一・二・三		
<input type="checkbox"/> 会議室四		
<input type="checkbox"/> 講義室		
<input type="checkbox"/> 和室一・二		
<input type="checkbox"/> 展示室		
<input type="checkbox"/> 展示ロビー		
<input type="checkbox"/> 調理実習室		
合計		
使用の変更又は中止等がありましたら速かに所定の手続きをお取り下さい。		
受付	年 月 日 許可	年 月 日

改正後	改正前
(その2) 八戸市公民館以外の公民館 (略)	(その2) 八戸市公民館以外の公民館 (略)

議案第 27 号

八戸市学校給食審議会に対する諮問について  
八戸市学校給食審議会に対して、次の事項を諮問する。

平成 24 年 6 月 26 日 提出

八戸市教育委員会  
委員長 平 山 幹 雄

1 学校給食費の改定について

理 由

学校給食費の改定について意見を求めるものである。